

	<p>11.2. The administration of business entities, organizations and their affiliates shall monitor the execution of legislation on tobacco control within their framework of authority, stated in the present law. 11.2. 企業や企業組織とその関連会社は、法で与えられた権限において、タバコ規制の施行を監視する。</p> <p>11.3. The Association for the protection of consumer's rights and other non-governmental organizations may carry out public monitoring of the execution of legislation on tobacco control 消費者協会やその他の非政府機関が、一般市民のタバコ規制法遵守を監視する。</p> <p>Article 12. Filing complaints 第12条 通報</p> <p>12.1 Citizens and legal personality can file complaints to the related bodies, officials and courts if they consider to have suffered their rights and legal interests due to violation of laws and regulations on tobacco control . 12.1 市民や法人は、自らの権利が侵害されたと考えられる場合に、関連する機関、当局、裁判所に通報することができる。</p> <p>Article 13. Liability for offenders of legislation 第13条 法律違反者の過失責任</p> <p>13.1. In case of the violation of the legislation on Tobacco Control, Governors of the soum, district, bag, horoo and an authorized police officer and state inspector, shall impose the following administrative penalties on the guilty person for the offence, if the offence is not punishable under the Penal Code: 13.1. タバコ規制法に違反した場合、もし刑法で違反を罰することができなくても郡・地区・村・horoo の知事、警察官、国の捜査官は、違反者に以下の行政罰の処分を下すことができる。</p> <p>13.1.1. In case of the violation of the article 6.4, 6.6, 6.7.1- 6.7.6, 6.7.8, 8.2 of this law, tobacco and illegal revenues shall be confiscated and the offending citizen, official and business entities shall be imposed fines of MNT 30000-50000, 40000-60000 and 230000-250000 respectively; 13.1.1. タバコ規制法第 6.4 条、6.6 条、6.7.1 条から 6.7.6 条、6.7.8 条、8.2 条に違反した場合、タバコと違法な収益が没収される。違反した市民、公職団体、企業にそれぞれ 30000 から 50000 トウグルグ、40000 から 60000 トウグルグ、230000 から 250000 トウグルグの罰金が科せられる。</p>
--	---

資料 6

3.2.2.6	3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の 規定・範囲／完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
屋内の職場				
● 官公庁		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 医療施設		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 教育施設		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 大学		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 一般企業		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● その他(詳細:)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
公共交通機関				
● 飛行機		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 列車		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● フェリー		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● 自家用車		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● その他(詳細: petrol stations and petrol and flammable substances warehouse ガソリンスタンド、ガソリンや可燃物倉庫)		×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)				
● 文化施設		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● ショッピングセンター		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● パブ・バー		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● ナイトクラブ		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● レストラン		<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
● その他(詳細:)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資料 6

3.2.2.7	完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。	
	● 屋内の職場での禁煙	
	separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。	
	● 公共交通機関での禁煙	
	not allowed 禁煙である。	
	● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙	
	separate rooms allowed for smoking 隔離された喫煙室が認められている。	
3.2.2.8	条約第8条(タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約)の履行にあたって、過去2年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。	
	revised draft for 100% smoke-free facilities submitted to the Parliament for its approval in October 2010. 施設内の完全禁煙化に関する改正草案は、2010年10月の可決に向けて国会に提出された。	

Other-37 バルバドス

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3.2.2.2		3.2.2.1で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
	● 国法	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	● 州法	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	● 行政命令	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	● 自主協定	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
	● その他の手段(詳細:)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。		

資料 6

	<p>A comprehensive ban on smoking tobacco in public places, defined as: building, place, facility or structure owned by the Crown; places or buildings that are fully or substantially enclosed; libraries, museums, historic sites or those of archeological significance to which the public has access whether paying or not</p> <p>以下のような多数の者が利用する施設での喫煙は、全体的に禁止されている。国王所有の建物、場所、施設、建造物。完全に、または実質的に屋内の場所や建物。利用料金の有無に関わらず、図書館、博物館、史跡や、多数の者が訪れる考古学的に重要な場所等。</p>			
3.2.2.4	3.2.2.2 で “はい” の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.5	3.2.2.4 で “はい” と答えた場合は、システム / 社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6	3.2.2.1 で “はい” の場合、以下の施設の規定・範囲 / 完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
	屋内の職場：			
	● 官公庁	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 医療施設	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 教育施設	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 大学	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 一般企業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● その他 (詳細: historic sites and those of agricultural significance 史跡、農業的意義のある場所)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	公共交通機関			
	● 飛行機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 列車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● フェリー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資料 6

		● 自家用車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	×
		● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)			
		● 文化施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		● ショッピングセンター	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		● パブ・バー	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		● ナイトクラブ	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		● レストラン	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3.2.2.7		完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
		● 屋内の職場での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 公共交通機関での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
		● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙			
		Complete ban on tobacco smoking has been implemented 完全禁煙が実施されている。			
3.2.2.8		条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。			
		Legislation was enacted in October 2010 法律は、2011 年 10 月に施行された。			

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.2		3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
		● 州法	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
		● 行政命令	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
		● 自主協定	<input type="checkbox"/> はい	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
		● その他の手段(詳細:)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
		A circular is in existence since 1997 prohibiting smoking in public and government premises. Article 22 of the 2010 law refers to measures protecting people from exposure to tobacco smoke. See Annex 3. 多数の者が利用する施設と官公庁での喫煙が禁止され、1997 年より巡回が行われている。2010 年の法律第 22 条は、受動喫煙から多数の者を保護する手段について定めている。詳しくは、添付資料 3 を参照。			
3.2.2.4		3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.5		3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム/社会基盤の詳細を記入。			
		Inspectors will perform enforcement activities, as stipulated by article 29 of the Act (Provisions on enforcement of the Act). 法律(取り締まり規定)の第 29 条に基づき、検査官が取り締りを行う。			
3.2.2.6		3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲/完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資料 6

	● 医療施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 教育施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 大学	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 一般企業	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	公共交通機関			
	● 飛行機	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 列車	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● フェリー	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 自家用車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	×
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)			
	● 文化施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● ショッピングセンター	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● パブ・バー	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● ナイトクラブ	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● レストラン	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3.2.2.7	完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
	● 屋内の職場での禁煙			
	The smoking ban applies to all public places. Public places are defined in Article 1 (Definitions) of the law. (See Annex 3.) This definition applies to all work places. 多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。多数の者が利			

資料 6

	<p>用する施設の定義は、法律の第 1 条に定められている(添付資料 3 参照)。すべての職場が、この定義の対象となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通機関での禁煙 <p>Smoking is prohibited on all public transport.</p> <p>すべての公共交通機関で、喫煙が禁じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙 <p>Smoking is prohibited in all indoor public places.</p> <p>多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)のすべてで、喫煙が禁じられている。</p>
3.2.2.8	<p>条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健期間枠組み条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。</p> <p>In protecting the public from tobacco exposure the Act provides for prohibition of smoking within a certain distance from a window of, ventilation inlet of, doorway to or entrance into a public places. The regulations will stipulate the distance.</p> <p>多数の者を受動喫煙から保護するため、法律では、窓、換気扇の吸気口、多数の者が利用する施設への出入り口や玄関等から一定の距離内での喫煙を禁止している。その距離は法律によって定められている。</p>

Other-43 ケニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について		
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採用・施行しましたか。		
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3.2.2.2		3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。		
		● 国法	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		● 州法	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		● 行政命令	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		● 自主協定	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

資料 6

	● その他の手段(詳細:)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.3	禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4	3.2.2.2 で “はい” の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.5	3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム/社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6	3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲/完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
	屋内の職場:			
	● 官公庁	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 医療施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 教育施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 大学	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 一般企業	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	公共交通機関:			
	● 飛行機	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 列車	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● フェリー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 自家用車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)			

資料 6

	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化施設 × <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ● ショッピングセンター <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ● バー × <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ● ナイトクラブ × <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ● レストラン × <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ● その他(詳細:) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3.2.2.7	<p>完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋内の職場での禁煙 <p>Smoking prohibited in all workplaces すべての職場で、喫煙が禁じられている。</p> ● 公共交通機関での禁煙 <p>Protection from exposure to tobacco smoke in public transport 公共交通機関では、受動喫煙からの保護対策が行われている。</p> ● 多数の者が利用する屋内施設（飲食店等のサービス産業など）での禁煙 <p>Smoking is prohibited in all indoor and outdoor public places 屋内と屋外の多数の者が利用するすべての施設で、喫煙が禁じられている。</p>
3.2.2.8	<p>条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。</p> <p>The Tobacco Control Act enacted in 2007 prohibits smoking in ALL public places. 2007年に受動喫煙防止法が施行され、多数の者が利用する“すべて”の施設で喫煙が禁止された。</p> <p>To enforce this requirement, owners of such places are required to display warning of this prohibition including the penalties. 規制の取り締りのため、多数の者が利用する施設の所有者は罰則も含めた禁煙の警告を掲示することが義務付けられている。</p> <p>Over 1,200 enforcement officers have been trained to enforce these</p>

資料 6

	<p>provisions. 取り締まりを目的として、1200名の取締官が研修を受けた。</p> <p>The Ministry of Public Health continuously reminds the public of the provisions of the law to ensure sustained compliance. 持続的な法の遵守を目指し、公衆衛生省は禁煙規制について継続的に国民に広報している。</p>
--	--

Other-44 タンザニア

3.2.2	8.2	受動喫煙からの保護対策について			
		以下の適切・法的・行政的な手段等を採択・施行しましたか。			
3.2.2.1		多数の者が利用する屋内施設の喫煙は禁止されていますか。	×はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.2		3.2.2.1 で“はい”の場合、どのような手段で禁煙を実施していますか。			
		● 国法	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
		● 州法	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
		● 行政命令	×はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
		● 自主協定	×はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
		● その他の手段(詳細:)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
3.2.2.3		禁煙の実施手段の概要を記入。			
3.2.2.4		3.2.2.2 で “はい”の場合、施行のためのシステムがともなっていますか。	<input type="checkbox"/> はい	×いいえ	
3.2.2.5		3.2.2.4 で“はい”と答えた場合は、システム/社会基盤の詳細を記入。			
3.2.2.6		3.2.2.1 で“はい”の場合、以下の施設の規定・範囲/完全性を記入。	完全規制	部分規制	規制なし
		屋内の職場:			
		● 官公庁	<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
		● 医療施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	● 教育施設	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 大学	<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
	● 一般企業	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	公共交通機関:			
	● 飛行機	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 列車	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● フェリー	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 陸上公共交通機関 (バス、トロリーバス、列車)	×	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	● 業務用車両 (タクシー、救急車、配達車)	<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
	● 自家用車	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	×
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など):			
	● 文化施設	<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
	● ショッピングセンター	<input type="checkbox"/>	×	<input type="checkbox"/>
	● パブ・バー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	×
	● ナイトクラブ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	×
	● レストラン	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	×
	● その他(詳細:)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3.2.2.7	完全禁煙／部分的禁煙の実施手段の概要・詳細を記入。			
	● 屋内の職場での禁煙			
	It is forbidden to smoke in workplaces		職場での喫煙は、禁じられている。	
	● 公共交通機関での禁煙			

資料 6

	<p>It is not allowed to smoke in Public transport 公共交通機関での喫煙は、禁じられている。</p> <p>● 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)での禁煙</p> <p>It is very difficult to enforce this. 多数の者が利用する屋内施設(飲食店等のサービス産業など)を禁煙にすることは、たいへん困難である。</p>
3.2.2.8	<p>条約第 8 条(タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約)の履行にあたって、過去 2 年間または前回のレポート提出からどのように進歩したかを記入。</p> <p>No、 ない。</p>

健康のため屋内全面禁煙を

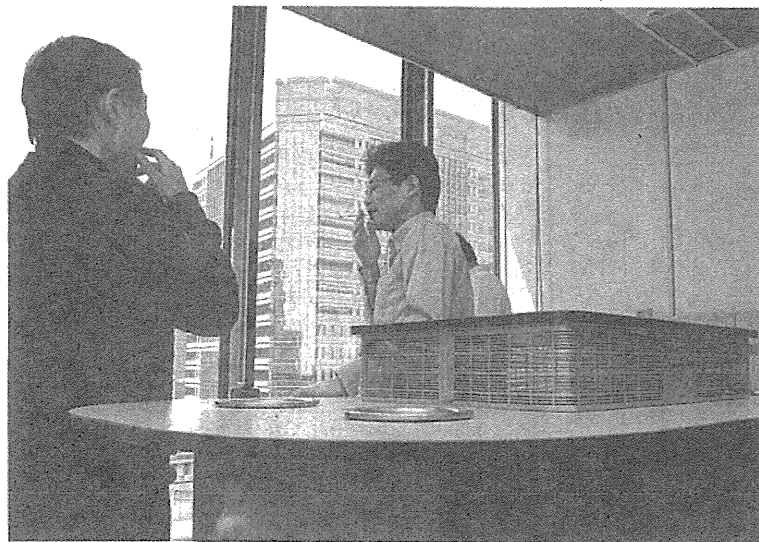
分煙のために設置された喫煙室内は北京を上回る大気汚染濃度。東京都内のオフィスでの喫煙室で「PM2.5(微小粒子状物質)」の濃度を測定したところ、こんな結果が出た。喫煙者・非喫煙者双方に配慮しての分煙だが、専門家は「北京でも警報が出るレベルの汚染環境に喫煙者をさらすのは問題」と警鐘を鳴らす。(平沢裕子)

受動喫煙防げず

「これはすごい。北京の大気汚染が最悪だった日の約2倍の汚染レベルだ」

今月中旬、東京都内のオフィス内に設置された喫煙室でPM2.5濃度を測定していた産業医科大学・健康開発科学研究室の大和浩教授は思わず声を上げた。約9平方メートルの喫煙室内で喫煙していたのは10〜15人。約7分間の測定中、PM2.5濃度の最高値は1立方メートルあたり15500ナノグラム、最低値は同6250ナノグラム。北京の最悪の日と同700〜8000ナノグラム。このオフィスでは喫煙室のドアをはさんで飲料の自動販売

分煙の喫煙室、大気汚染は北京の倍



分煙のためにオフィス内に設置された喫煙室。10人以上が喫煙すると北京の最悪日の倍の大気汚染濃度となる

機が設置され、この部屋の最高値は同50ナノグラム超。喫煙室内に比べればかなり低い。感受性の高い人の呼吸器に症状が現れるレベルで、明らかに受動喫煙の状態だ。

もちろん喫煙室に一日中いる人はいない。しかし、たばこの煙の中には70種類近い発がん性物質が含まれ、それを吸い込むことは短時間でも体に悪影響を与

えることがさまざまな研究から示されている。平成15年施行の健康増進法で受動喫煙対策が施設管理者の努力義務となったこともあり、この10年ほどで多くの職場では建物内に喫煙室を設置することで分煙対策を進めた。

しかし、建物内の喫煙室は喫煙者が入り出す際にたばこの煙が漏れ、非喫煙者の受動喫煙を完全には防

喫煙率減少に目標値

今年から開始された「健康日本21(第2次)」では、喫煙率と受動喫煙機会の減少に関する目標値が初めて定められている。具体的には、平成34年までに成人の喫煙率を12%まで減少させる▷未成年者・妊娠中の喫煙をなくす▷受動喫煙のない職場の実現などが挙げられている。

また、厚生労働省は今月、「第1回たばこの健康影響専門委員会」を開催。たばこその成分の健康影響について科学的知見から検討し、報告書をまとめ、今後の施策の参考にする。

けない。喫煙室を掃除する人も職業的な受動喫煙にさらされる。さらに、屋内の喫煙室は換気が不十分で、屋外に比べて健康を害する可能性が高い。

大和教授は「自分や他人が吐き出した煙がこもる劣悪な喫煙室を利用させられることは、喫煙者本人にとっても気の毒なこと。喫煙者の中には病気になることも多いから吸いたいという人もいるが、喫煙関連疾患による医療費は非喫煙者も担っている。個人の嗜好や趣味で片付けられる問題ではない」と指摘する。

必要な禁煙環境

受動喫煙を防ぐため、日本も批准する「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(たばこ規制枠組条約、FCTC)」のガイドラインでは建物内の完全禁

煙を勧めている。建物内が全面禁煙になれば、就業中は喫煙がほぼ不可能になる。喫煙者にとってはかなり厳しい状況に追い込まれるが、「吸えない環境をつくらせてあげることが長い目でみれば喫煙者のためになる」と大和教授。

大和教授もかつては喫煙者。浪人時代から吸い始め、呼吸器内科医になってからもやめられず、16年間で7回の禁煙に失敗。職場の禁煙環境が整ったことでようやく禁煙に成功し、環境の大切さを身をもって知った。

大和教授は「屋内に喫煙できる場所がある限り、そこで働く人の受動喫煙はなかなかならない。非喫煙者の受動喫煙を防ぎ、喫煙者の健康のためにも屋内の全面禁煙化を進めるべきだ」と話している。

2013年(平成25年)5月12日(日曜日)

庁舎全面禁煙 32道府県

厚労省調査 県庁所在地は18市

受動喫煙対策で国が求めている地方自治体庁舎の禁煙化について、建物内を全面禁煙としている都道府県は約7割にとどまること

が、厚生労働省研究班(代表

|| 大和浩・産業医大教授)の調べでわかった。県庁所在地の市や東京都の特別区は

さらに実施率が低かった。都道府県と県庁所在地の市、政令市、東京都23区

の計121自治体に、2012年5月に調査票を送り、

全てから回答を得た。今年3月の時点で、47都

道府県のうち32道府県で建物内禁煙が行われていた。

議会棟・フロアまで禁煙化されているのは9府県だった。厚労省は10年2月の健

康局長通知で、「少なくとも

も官公庁や医療施設は、全面禁煙とすることが望ましい」としている。建物内を

全面禁煙としている32道府県のうち、15県は通知以降に禁煙化されていた。

県庁所在地の46市のうち、一般庁舎内を全面禁煙

としているのは18市、議会棟・フロアも禁煙なのは13

市だった。東京都23区では、一般庁舎内を全面禁煙に

しているのは4区。政令市では20市のうち10市だった。

大阪府、福島市、大阪市、神戸市、足立区は議会部分

まで含めて敷地内を全面禁煙としていた。長野県、大阪府、堺市、北九州市、足立区は勤務時間中の喫煙を

禁止していた。

大和教授によると、建物内に喫煙室がある場合、廊

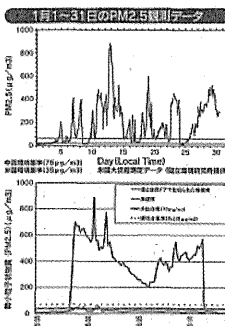
下への漏れを防げないうえ、喫煙者自身や掃除をする人が高い濃度の受動喫煙にさらされる。大和教授は「受動喫煙を防ぐには建物内全面禁煙が必要。主要自治体は他の模範として、率先して進めてほしい」としている。

5月31日は
世界禁煙デー



産業医科大学
産業生体科学研究所
教授・医学博士
大和 浩

タバコの煙は典型的なPM2.5



今年2月、中国からの越境汚染、直径が2.5µm以下の微小粒子状物質(PM2.5)が社会的な問題となりました。マスクをしたり、自治体が発表する「本日のPM2.5濃度」をみて外出をやめた人も多かったです。しかし、PM2.5による大気汚染を怖がるよりもタバコ煙の方が重要であることをご存じでしょうか。

さて、空が青いのは高空に浮かんでいる微粒子が太陽光線の青い波長(約0.4µm)の二部を乱反射するからです。雲の粒子は1µmよりも大きいため赤い波長(約0.7µm)を含むすべての波長を乱反射して白く見えます。つまり、タバコの先端から発生する副流煙が青紫に見えるのは、その直径が青い光の波長と同じ0.4µmだからです。喫煙者が吸い込んだタバコ煙は、湿度100%の肺の中で約1µmに膨張するので口から吐き出される煙は白く見えるのです。タバコ煙は60種類以上の発がん性物質を含んでいるため、有害性の高いPM2.5なのです。だから、タバコ煙を吸う人はもちろん、受動喫煙に曝露される人も肺の奥まで粒子が浸入して病気を起こすのです。

上の図は今年1月の北京市内のPM2.5、下は喫煙席を壁と自動ドアで仕切った喫茶店の喫煙席と禁煙席のPM2.5です。喫煙席はタバコ煙が籠もって北京のひどい日と同レベル(400~800µg/m³)、禁煙席に漏れ出したタバコ煙は外出自粛レベル(70µg/m³)でした。

健康を守るために重要なことは、①喫煙者は禁煙外来へ行って禁煙すること(自力でやめられる人はすでにやめています)、②吸わない人はタバコ臭い場所に入らないことです。

禁煙治療の正しい知識の普及に努めて参ります

禁煙治療・生活習慣病の御相談承ります。

千代クリニック

院長 平山 祐義

往診可 内科・循環器内科・リハビリテーション科

診療時間
月・火・水 午前 9:00~13:00
午後 14:30~18:00
水・土 午前 9:00~13:00

休診日 日・祝日・水・土曜午後
(水・土曜日の夜間急病はあります)

〒807-1112 北九州市八幡西区千代1丁目7-3(都市高速小幡インター出口ソコ)

Tel.093-614-5558 Fax.093-614-5561

日本内科学会認定総合内科専門医
日本呼吸器学会認定呼吸器専門医
日本呼吸器内科学会認定禁煙指導専門医

医療法人
さかい内科呼吸器科医院

院長 坂井 二郎

入院可 禁煙治療行っています

〒808-0234 北九州市若松区本町3丁目4-10

TEL.093-751-2790

内科・消化器科

田中クリニック

生活習慣病・介護予防 筋トレ室併設

院長 田中 裕

北九州市若松区島田3-2-9

TEL.093-791-6675

胃腸科・外科・リハビリテーション科

ごしまクリニック

院長 五島 秀行

禁煙外来治療行っております

北九州市八幡西区本城東1丁目14-14

TEL.093(693)1610

医療法人 ことぶき会

川波医院

院長 川波 潔
院長 川波 壽

院長 山崎 範子

北九州市小倉北区島原3丁目2-32

TEL.093-921-7800

医療法人 ことぶき会

川波医院

院長 川波 潔
院長 川波 壽

初期の禁煙外来は電話予約制です。

直方市寿田町11-32

http://www.kawanami-cl.com/
TEL.0949-22-0252

大串皮膚泌尿器科医院

院長 大串 康之

北九州市小倉北区金鶏町1-3B

☎093(651)3253

看護とリハビリテーションに力を入れています

ニコチン依存症管理認定施設・通所リハ・訪問リハ

医療法人 神原クリニック

院長 江崎 嘉春

(禁煙外来) 整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科・眼科・骨粗鬆症外来

北九州市八幡西区西神原町9-19 TEL.093(642)8088

内科・循環器内科 呼吸器内科・リハビリテーション科

二宮内科循環器科

院長 永田 一彦

木・土は12:00まで
往診応相談
禁煙治療
行っています

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30~12:30	○	○	○	○	○	○	△
14:00~18:00	○	○	○	○	○	○	△

にのみや
北九州市八幡西区光明2丁目4-13 ☎(093)693-2038

禁煙治療

ながた内科クリニック

内科・リハビリテーション科

院長 永田 一彦

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	○	○	○	○	○	○	△
14:00~18:00	○	○	○	○	○	○	△

日・祝日 休診
※火曜日の午後2時~4時は往診のみ、
お待ちいただく場合があります。

〒808-0144 TEL.093-742-7770 FAX.093-980-2956
北九州市若松区高須東4丁目3-1 ホームページ: http://www1.bbq.jp/nagata-clinic

日本内科学会認定総合内科専門医・日本糖尿病学会認定糖尿病専門医
日本消化器病学会認定消化器専門医

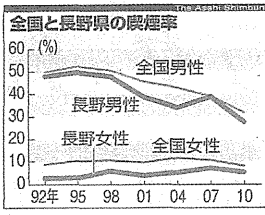
廣畑内科クリニック

We are here to help You

医学博士・院長 廣畑 佳秀

〒807-0857 北九州市八幡西区北筑2-19-15(永大丸中央公園前)

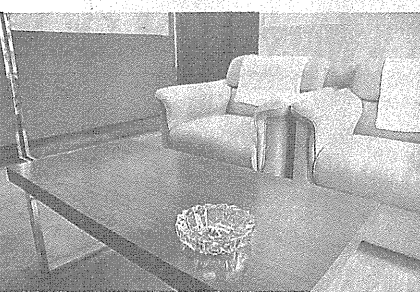
TEL.093-693-1511 FAX.093-693-1516
http://www.hirohata-naika-clinic.com/



県内喫煙率 全国平均下回る

県内の喫煙率は、全国平均の推移と同様、年々減り続けている。県が2010年に公表した喫煙率によると、男性の喫煙率は28.1%

県庁舎禁煙 議会は「聖域」?



自民党県議団の会派控室では、あちこち灰皿が常備されている＝県庁

厚労省通知後も喫煙「自由」 議会棟の控室

3月上旬、県議会の本会議で、民主・社民系会派「改革・新風」の山岸喜昭県議が、県の受動喫煙対策を質問した。

「長野県も、神奈川県の受動喫煙防止条例のような規制を考えてもよいのではないか」

「たまたま自民党県議を中心にヤジが飛んだ。『バカ言ってるんじゃないよ』『それなら酒をやめろ。ヤジを飛ばした県議の一人は』喫煙は個人の自由だ。ここで吸ってもいいじゃないか」と語った。

山岸県議は「国が受動喫煙対策を進める中、長野県も長寿県として、もっと強く取り組むべきだ」と思っていた。質問をした理由を語った。「でも、うち(議事堂)がこの状態だと、なかなか難しいですね。苦笑いしながら移した視察先の先には、改革・新風の控室にある「喫煙部屋」があり、数人が禁煙をくゆらせていた。

公共施設での受動喫煙の防止をうたった健康増進法が施行されたのは08年。厚生労働省は2010年に

31日は世界禁煙デー。法律や国の後押しもあって、国内でも受動喫煙対策を防ぐ対策が広がる。特に役所の庁舎は全面禁煙が当たり前になっているが、唯一、例外なのが議員たちの控室。長野県庁の議会棟で各会派の部屋はたばこにおおが充満している。(縣報記者)

受動喫煙

厚労省は「室内またはそれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる一状態と定義して、肺がんや循環器疾患などのリスク上昇を示す研究成果がある」と回答する。同省は昨年2月2022年度までに受動喫煙をしたと回答する人の割合を行政機関や病院などで0%飲食店を現状の50.1%から15%とする目標値を初めて設定した。

厚労省は「室内またはそれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされる一状態と定義して、肺がんや循環器疾患などのリスク上昇を示す研究成果がある」と回答する。同省は昨年2月2022年度までに受動喫煙をしたと回答する人の割合を行政機関や病院などで0%飲食店を現状の50.1%から15%とする目標値を初めて設定した。

疾患の死亡者数は年間約6800人とする推計結果を発表している。同省は昨年2月2022年度までに受動喫煙をしたと回答する人の割合を行政機関や病院などで0%飲食店を現状の50.1%から15%とする目標値を初めて設定した。

また、国の国民健康・栄養調査によると、06年〜10年に県内に住む20歳以上の男性で習慣的に喫煙している人の割合は33.3%で、順位は全国では下から4番目と低い。また、未成年者の喫煙経験率も全国を大きく下回るなど、たばこを吸わない人が多い県と言える。

元知事と遺恨も

会派ごとに、禁煙の動きには違いがある。まず前出の改革・新風(14人)。喫煙は控室内の小部屋に限っている。空気が清浄機はあるが、換気設備はなく、扉の開閉時に外に煙が漏れる。

最大会派の自民党県議団(20人)は「各議員の長識に任せて」といって、平

控室には県職員が常駐し、他の県職員も条例案の説明などで出向く。陳情に訪れる県民もいる。議会棟の禁煙化について、県財産

活用課は「問題意識はある」といって、管理は各会派に任せており、県も口出しできない状況という。

県議がいます。

県庁の全面禁煙を決めた田中元知事は、各議会の会派に、議会棟の控室も禁煙にするよう求める要請書を何度も出した。だが、当時

は知事と議員たちの確執が激しく、議会側は知事の要求をどう受け止めたかはわかっていない。当然、議会棟の全面禁煙化も無視した。

また、このころは、「官公庁や医療施設は全面禁煙が通じました」という厚労省の通知もまだなかった。

時代は変わったが、阿部守一知事は24日の会見で、「(控室の)ルールを決める人たちが、しっかり考えてもらいたいと思います」と各会派の判断に任せる考えを示している。

全面禁煙となる都道府県の庁舎が増えるなか、議会の控室だけは吸える状態になっているのは、長野県に限ったことではない。

受動喫煙の問題に詳しい、産業医科大学の大和浩教授(健康開発科学)の最新の調査によると、47都道府県の議会棟のうち、全面禁煙になっているのは9府県だけ。16県は仕切られた喫煙スペースがあり、長野県のように仕切りがないなかで吸っているのは半数近い22都府県もある。

兵庫県は07年、喫煙スペースを廃止し、全面禁煙にして議会棟を全面禁煙にした。同県によると、当初は議員から反発もあったが、徐々に浸透したという。

10年に受動喫煙防止条例を施行した神奈川県では、控室の中に喫煙スペースを設けている。スペースには

ルールは各会派任せに

野成基団長は、各会派独自の事情があるし、議員たちが他人に迷惑をかけているとは思わなければ、喫煙者は責任なればお金を納めているから、規制をするのも話が違うと思う。

たばこを吸うある同僚県議は「喫煙所に行く往復の時間があったらいいし、逆に非効率」と主張。議会棟

専門家「長寿県、賛成したら」

換気扇のほか、煙を吸い出す吸引機、空気清浄機も置き、県が定めた受動喫煙防止基準をクリアして、やりやすかったと話す。

一方、長野と同様に仕切りがない秋田県では3年前、庁舎内の全面禁煙を進める県に対して、議員連盟が「ちよめでしょ」と要請した。たばこ税による地方財源の減少などが理由だったという。結局、庁舎は禁煙になったが、議員控室ではたばこを吸える。

大和教授は「長野は県庁の敷地内の全面禁煙に早くから取り組み、喫煙率も低い。長寿県でも喫煙率も低いが、国や自治体が定める全面禁煙に反対し、思い切った議論も賛成した方が、県民からの理解も得られやすいのではないかと語った。

「仕切りなし」は22都府県

換気扇のほか、煙を吸い出す吸引機、空気清浄機も置き、県が定めた受動喫煙防止基準をクリアして、やりやすかったと話す。

一方、長野と同様に仕切りがない秋田県では3年前、庁舎内の全面禁煙を進める県に対して、議員連盟が「ちよめでしょ」と要請した。たばこ税による地方財源の減少などが理由だったという。結局、庁舎は禁煙になったが、議員控室ではたばこを吸える。

大和教授は「長野は県庁の敷地内の全面禁煙に早くから取り組み、喫煙率も低い。長寿県でも喫煙率も低いが、国や自治体が定める全面禁煙に反対し、思い切った議論も賛成した方が、県民からの理解も得られやすいのではないかと語った。

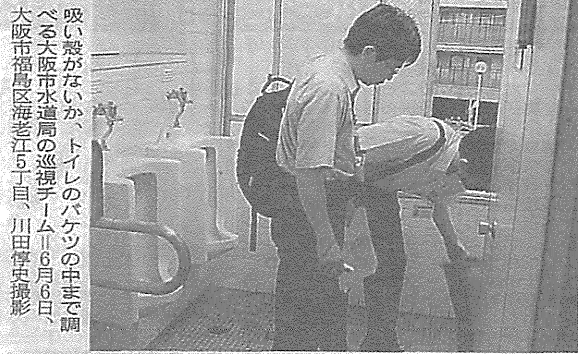
総務課

隠れ喫煙

査察の目

大阪市厳罰化

大阪で、市職員の勤務時間中の喫煙に対する厳罰化が進んでいる。橋下徹市長の号令のもと、「隠れたばこ」を取り締まる査察チームも結成。喫煙による停職処分は1年で50人へのぼり、依頼退職に追い込まれた職員もいる。「まるでたばこ狩りだ」。愛煙家の職員たちから悲鳴が上がる。



吸い殻がないか、トイレのパケツつの中まで調べる大阪市水道局の巡視チーム。6月6日、大阪市福島区海老江5丁目、川田博史撮影

職員停職 1年で50人

大阪市役所のすぐ南側を流れる土佐堀川沿いの遊歩道。昼休みになると、多いときで20〜30人の市職員が集まり、紫煙をくゆらす。市役所周辺は「路上喫煙禁止地区」だ。市役所内にも喫煙スペースはない。ぎりぎり禁止地区外にあたる遊歩道が愛煙家職員のオアシスになっている。

ロッカー室・便所：抜き打ち巡視

勤務時間中の喫煙を取り締まる水道局の巡視チームの査察に同行した。6月6日午後5時半、大阪市福島区の国道沿いにある水道局野田営業所。ワイシャツ姿の2人の男性が裏口に回った。インターホンを押さず、紙袋から取り出したカード型の合鍵で扉を開けて所内に踏み込んだ。片手には営業所の見取り図。ロッカー室、トイレ、浴場、駐輪場。順番に見て回り、けた箱やロッカーの隙間をのぞき込む。吸い殻が落ちていないかの確認

だ。居合わせた職員たちが困惑した表情で見守る。この日は喫煙の実態は確認できなかったが、巡視チームの法務監査担当課長は「また来ますから」と声をかけ、営業所を去った。市は4月から勤務時間中

とし、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。処分者の相次ぐ環境局では昨年12月、警察OB2人を含む4人体制の特別査察チームを組んだ。水道局でも6月に職員約60人で巡視チームを結成した。しかし、「摘発に力を入れれば入れるほど処分者が増える

悪循環」(市人事室関係者)。処分者は今年5月までの1年間で50人へのぼり、先月は消防署長が依頼退職に追い込まれた。自治体の禁煙実態を調べた大和浩・産業医科大教授によると、全国の都道府県

置いていく。西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員(54)は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

と県庁所在地の市、政令指定市、東京都23区の計12自治体のうち、今年3月時点で大阪市のほかに、長野県、堺市、北九州市、東京都足立区が勤務中の喫煙を禁じている。ただ、この4自治体で違反者を処分した事例はないという。

「ルールを守れないならば、職員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」(川田博史、神志郎) 市の停職処分は厳しいと悪

市が勤務時間中の喫煙を内規で禁止したのは昨年5月。4月に市営地下鉄の駅長室で助役が喫煙して火災報知機が作動し、電車が遅れたことがきっかけだった。激怒した橋下市長は「服務規律を厳格化する市長のメッセージを無視した。厳罰でいく」と表明。交通局は助役を停職3カ月

と、それから「勤務時間中の喫煙は停職」が定着した。人事室によると、例えば40代の職員が停職1カ月の懲戒処分を受けると、140万円以上の生涯賃金が減る。村上龍一副市長は「たばこ1本100万円」と禁煙徹底を呼びかける。

悪循環」(市人事室関係者)。処分者は今年5月までの1年間で50人へのぼり、先月は消防署長が依頼退職に追い込まれた。自治体の禁煙実態を調べた大和浩・産業医科大教授によると、全国の都道府県

置いていく。西川邦彦センター所長は「預ける場所を用意することで喫煙を水際で防ぐことができる」というが、1日約20本を吸うという男性職員(54)は「中学校や高校よりも厳しい」と嘆いた。

「ルールを守れないならば、職員失格。たばこやめるか、職員やめるかだ」(川田博史、神志郎) 市の停職処分は厳しいと悪

独裁的ルール

1日30本のヘビースモーカーの経済アナリスト、森永卓郎さんの話。まるで喫煙者を犯罪者扱いするような規則。ヒトラーやムソリーニの禁煙運動をもほうふつさせる。自分と違うスタイルの人間を認めないかのような独裁的なルールだ。非喫煙者はひとごとと思っているかもしれないが、同じようなことがいつ自分の身にふりかかってくるかわからない。

禁煙環境必要

日本禁煙学会の作田学理事長の話。米国や豪州、カナダでは非喫煙者のみを雇う企業も多い。禁煙対策が比較的遅れている日本の中で、大阪は先進的な取り組みをしているといえる。ただ、たばこは依存性・中毒性が強い。勤務時間中に禁煙外来に通うのを許可したり、禁煙パッチや禁煙ガムを配るなど、たばこをやめやすい環境を整えることも必要だ。

なみじゃない、杉並！

中央線あるあるPROJECT

トップ > 社会 > 紙面から一覧 > 記事

【社会】

揺れる禁煙足立区 昨年4月から全区施設内で実施

ツイート 44 | BI 0 | チェック | おすすめ 58 | 2 | 2013年8月26日 朝刊

昨年四月に屋外を含む区施設の敷地内を全面禁煙にした東京都足立区が揺れている。全国でも先進的な取り組みだったが、昨年八月に愛煙家が区役所への喫煙所設置を求め陳情、今年三月に区議会が採択したからだ。(奥野斐(あや))

区役所向かいのたばこ店。区役所の敷地内で吸えなくなっから訪れる人が増えたという。昼すぎ、喫煙者が入れ代わり立ち代わり、十人ほどが灰皿の前に並ぶ。二十代の男性は「敷地内に一つは喫煙所があった方がいい。外で集団で吸っていると目につくし、区のイメージが悪くなるでしょ」と苦笑した。

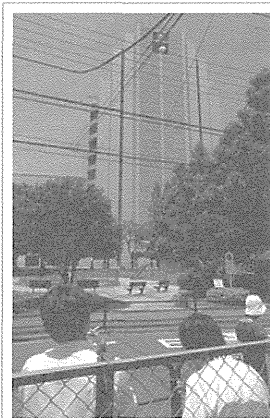
区は二〇〇六年、歩きたばこを禁止。受動喫煙防止のため厚生労働省が三年前に出した通知を受け、区民事務所や学校など、できる所から禁煙にした。一昨年四月には区の施設内を禁煙化。昨年四月、敷地内全域に広げた。それを機に禁煙した職員も多いという。

周知を図るため段階的に禁煙化を進めたが、区役所玄関の外にあった灰皿が撤去されると、喫煙所を求める声や「区役所敷地外での路上喫煙が増えた」との苦情が出てきた。

昨年八月、「八十二歳の愛煙者」を名乗る人物が区役所敷地内に喫煙所設置を求め区議会に陳情。五回の総務委員会では賛否両論が出たが、三月の本会議で賛成四十三、反対一で採択された。

陳情に拘束力はないが、戸惑ったのは区庁舎管理課。「副流煙はあり、分煙は完全な受動喫煙対策にならない」との姿勢を貫く一方、役所の近隣に煙が広がる現状も把握している。喫煙所を設置する場合の費用や場所を調べ、住民や喫煙・非喫煙者双方に意見を聞き検討しているが、佐藤進一課長は「両者の納得する答えがなかなか見つからない」と頭を抱える。

日本は〇四年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を批准。厚生省は公共施設の原則禁煙化を求める通知を出したが、対応は各自治体に委ねている。産業医科大(北九州市)の大和浩教授によると、本庁舎の敷地内が全面禁煙なのは、今年三月現在、全都道府県と県庁所在地、政令市、特別区の百二十一自治体のうち足立区、大阪府、大阪・福島・神戸市の五自治体のみだという。



足立区役所敷地内(後方)に喫煙所が無い道路を隔てた灰皿が設置されている場所でたばこを吸う愛煙家たち=東京都足立区で

この記事印刷する

ためしよみ | Webでためしよみ | 新聞購読

企画特集

都電荒川線絵画コンテスト
入賞作品発表!
魅力あふれる全26作品をご紹介します。

- アクセスランキング
- 東京新聞 地方版記事
- 1【政治】 原発収束 待たなし 平和の祭…
 - 2【経済】 GDP なぜ大幅引き上げ? 設…
 - 3【社会】 オリオン座1等星に異変? 大き…
 - 4【国際】 日本人女性2人死傷 トルコ、ナ…
 - 5【社説・コラム】 2020年 東京五輪 …

仕事を拓く
若い民からの成長戦略

憲法と、
岐路に立つ憲法。その60年余を見つめ直します

望 ~都の空から
東京の魅力や四季の彩り、さらに課題も空撮で紹介!

再生の原風景 独白 家電苦悩編
日米同盟と原発 探訪 都の企業

- 企画特集一覧
- 生活図鑑 首都圏公立高校入試
 - 大図解 きょうの運勢
 - 300字小説募集中 東京歌壇 東京俳壇
 - 号外一覧 政治に対するご意見
 - 「発言」欄への投稿 ほっとコラム募集中

お知らせ

第35回 東京新聞 生活セミナー
平成25年10月5日(土)
「山登りを楽しもう!」

イベント情報

PR情報

世界のセレブも魅了! 絶品とろける濃厚ガトーショコラ[47CLUB]
「肉の万世」自慢のハンバーグ! こだわりのデミグラスソース! 【47CLUB】

最新記事 | 記事一覧

未実施 九大もついに

全大 学 病 院 全 面 禁 煙 へ

受動喫煙防止のため病院の全面禁煙化が進む中、全国で未実施だった二つの大
学病院のうち、九州大病院は来年1月6日から敷地内を全面禁煙とし、広島大病院も来年3月までに喫煙所を撤廃することを決めた。
全国80の大学病院(本院)のすべてで、来春には敷地内禁煙が達成されることになる。
(田村良彦)

広島大も決定



九州大病院では、来年1月から敷地内禁煙となるお知らせが掲示されている(福岡市東区)

病院の禁煙化は、2003年施行の健康増進法に努力義務として盛り込まれた。06年に禁煙治療が保険適用になった際、敷地内禁煙が実施施設の条件とされたことにも後押しされ、徐々に拡大。10年2月の厚生労働省健康局長通知でも改めて「全面禁煙とすること

が望ましい」とされている。厚労省研究班(研究代表者・大和浩産業医科大教授)の調査では09年度までに70大学が敷地内禁煙と回答。今回、残る10大学について読売新聞社が取材したところ、8大学はすでに敷地内禁煙を実施したと答え、残る九大、広島大も全面禁煙を決めたことが判明した。福岡市東区の九大馬出地区キャンパスにある九大病院は、建物は禁煙になっているが、キャンパス内に

現在2か所の屋外喫煙所がある。今年7月に病院地区協議会を開き、健康増進法に基づく受動喫煙防止のため、2か所を廃止することを決めた。

広島大については、住民の相談を受け調査を行った総務省中国四国管区行政評価局が3月、改善を求めた。同大安全衛生管理委員会が9月、喫煙所を来春までに撤廃することを決めた。

産業医科大の大和教授は「他の病院の模範となるべき大学病院の敷地内禁煙が進んだことは喜ばしい。ただ、敷地外とは言いながら病院のすぐ近くにある医学部施設に喫煙所があるケースも散見される。病院だけでなく医学部も含む敷地内の全面禁煙、また、その正門と周辺道路も含めた禁煙化を進めていく必要がある」と話している。

総務課